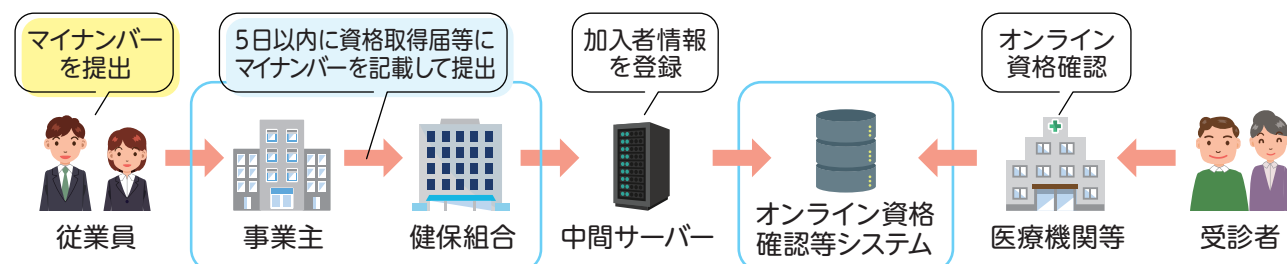


Q-4 オンライン資格確認とは、こういった仕組みですか

A-4 健康保険に加入した際の記号・番号の情報や医療機関等を受診した際の診療・薬剤情報は、オンライン資格確認等システムに送られます。医療機関等に受診した際、情報提供に同意をすると、医療機関等はオンライン資格確認等システムにアクセスして情報を確認します。

オンライン資格確認等システムの仕組み



Q-5 資格取得届を提出し組合にて登録後に、資格取得日からマイナ保険証の利用が可能だと思います。資格取得届の提出期限は5日のため、5日を守れなかった場合はどうすればいいですか

A-5 5日を過ぎた場合やマイナンバーの記載がない場合は、当組合で確認が必要となりデータ登録に時間を要するため、被保険者資格はあってもオンライン資格確認での受診はできません。

Q-6 資格取得届に基づいて、被保険者がマイナ保険証を利用できるようになるのは手続きから何日後ですか。また、マイナポータル「わたしの情報」の保険者情報が最新のステータスに反映される時期とマイナ保険証が利用できる時期との間にタイミングに差異はありますか

A-6 マイナンバー届書に記載されている場合、お届け内容に誤り等がない場合はおおむね5日以内にマイナ保険証の利用が可能となります。マイナポータルへの反映についてはマイナ保険証が利用できるタイミングで完了しており、タイミングに差異はありません。

Q-7 マイナ保険証が利用できない場合はどうすればいいですか

A-7 医療機関によっては、マイナ保険証によるオンライン資格確認システムが未導入でカードリーダーが設置されていない場合や、設置されていても故障等で利用できない場合があります。その場合は、マイナ保険証で本人確認をしたうえで、ご自身の「資格情報のお知らせ」または、「スマートフォンでマイナポータルにアクセスし、ダウンロードした資格情報画面（印刷不可）」を提示すれば、受診が可能となります。

マイナンバーカードの保険証利用について、詳しくはこちらをご覧ください。

- 厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの健康保険証利用について」



よくある質問

- ・「資格確認書」
- ・「資格情報のお知らせ」
- ・「健康保険証」



Q-1 マイナ保険証で受診するにはどうしたらいいですか

健康保険証としての利用申込みが必要です。3つの方法があります。マイナンバーカードを準備してください。

①医療機関で

医療機関・薬局のカードリーダーから利用申込みが行えます。

②スマートフォンから

次の**123**を準備し、STEP1からの手順で利用申込みが行えます。

1マイナンバーカード **2**マイナンバーカード読取対応のスマートフォン **3**アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1 アプリ「マイナポータル」を起動する。 **STEP2** 保険証利用を「申し込む」をタップする。

STEP3 利用規約等に同意する。 **STEP4** マイナンバーカードを読み取る。

③セブン銀行ATMで

〈ATM画面〉マイナンバーカードの手続き → 健康保険証利用申し込み

※医療機関等に、受診前にマイナポータルでご自身の登録情報の確認をお願いします。

Q-2 現在持っている保険証は使えなくなるのですか

今後は、マイナ保険証を利用した医療機関等への受診に切り替わります。現在お持ちの保険証は経過措置期間として令和7年12月1日まで利用できますが、令和7年12月2日以降は利用できなくなるためマイナ保険証の準備をお願いします。

なお、令和7年12月1日までの間に、健康保険の資格を喪失した場合や扶養から削除となった場合には、必ず保険証のご返却をお願いいたします。

Q-3 令和6年12月以降は病院には何で受診すればいいですか

以下の4つの方法で保険診療を受けることができます。

①マイナ保険証

過去の診療情報に基づく的確な医療を受けられます。

②お手元の保険証

令和7年12月1日まで可能です。

③マイナ保険証 + 「資格情報のお知らせ」*

マイナ保険証が利用できない医療機関等で併せて提示することで保険診療が受けられます。

*「資格情報のお知らせ」は、マイナポータルの資格情報画面の提示でもOKです。

④資格確認書

令和6年12月2日以降、新規に加入された方、保険証の紛失や氏名変更があった方で、マイナ保険証をお持ちでない方に交付いたします。